

新潟市フリースクール等連携協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 本市において、不登校児童生徒のために支援を行う民間施設（以下、フリースクール等）と学校、教育関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図り、社会的自立を支援する目的で、本協議会を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) フリースクール等と学校、教育関係機関の相互理解に基づく連携・協働のあり方、及び具体的連携方策に関する事項。
- (2) その他、協議会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は以下の委員で構成する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、新潟市教育委員会教育長が委嘱または任命する。

(1) フリースクール等関係者

フリースクール等の活動に関わるもので、学校等との連携推進の意思のある者。

(2) 学校関係者

新潟市小学校長会代表、新潟市中学校長会代表

(3) 教育関係機関

新潟市教育委員会学校支援課長、新潟市教育委員会学校人事課長、

新潟市教育相談センター所長

新潟市教育委員会学校支援課不登校担当

3 委員の任期は以下のとおりとする。

(1) 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

(2) 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、当該委員の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、協議会を代表し、会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。議長は委員長が務める。ただし、任期満了後、初回の会議については、教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会学校支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。